

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和6年10月10日

①学校名:	東京医療保健	大学(私立)	②所在地:	東京都品川区東五反田4-1-17				
③課程名:	感染制御学教育研究センター 感染制御実践看護学講座							
④正規課程/ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤定員:	20名	⑥期間:	6ヶ月			
⑦責任者:	感染制御学教育研究センター長 森屋 恭爾		⑧開設年月日:	平成22年4月				
⑨申請する課程 の目的・概要:	感染制御実践看護師育成を目的とし、現在勤務している自施設の業務を継続しながら受講できる教育カリキュラム(週末講義、集中講義、指定施設実習、自施設実習など)を編成し、本学の大学院医療保健学研究科(修士課程、博士課程)の感染制御学領域の教育スタッフと、外部の感染制御専門家によって講義が行われます。							
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護	9 起業			
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理			
⑪履修資格:	・学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者。 ・医療施設等において5年以上感染制御業務に従事した経験を有する者。 ・自施設に感染制御チームがあること。また、そのチームの一員として業務を遂行するために必要な能力を有する者。 ・講座修了後、勤務先の感染制御チーム等で専従又は専任となる見込みであること。							
⑫対象とする職 業の種類:	医療施設において感染制御の実務に携わる看護師							
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) ・医療関連感染の制御のために必要な基礎知識(微生物学、感染症学、洗浄消毒滅菌、疫学統計等) ・医療感染制御の実務に関する知識と技術(サーベイランスの方法、感染防止技術、洗浄消毒滅菌法、教育方法等)							
	(得られる能力) ・感染制御組織のマネジメント能力 ・微生物情報や臨床現場の現象より感染制御リスクをアセスメントする能力 ・感染制御の課題を周囲と調和しながら解決する能力							
⑭教育課程:	この感染制御実践看護学講座は、約6ヶ月の期間で行われる。  講座の前半は座学講義中心で、講義は、一般科目として医療保健・管理概論や看護倫理など医療職としての基礎学からはじまり、次に、専門基礎科目として微生物学、感染症学、抗菌薬適正使用、外科感染症学などの医学知識を学ぶ。感染制御学総論、感染制御看護師の役割など、医療施設内の感染制御担当者になるための基本知識を学ぶ。続いて、専門科目として、サーベイランスの意義や手法、感染防止技術、職業感染対策、ファシリティー・マネジメント、洗浄消毒滅菌などを学び、微生物学演習では、実際に菌を培養し顕微鏡で観察するなどの演習が行われる。さらに、サーベイランスについては架空症例を提示し感染判定、感染率の算出、得られたデータの分析、そしてフィードバック方法を演習で学んでいく。 座学学習期間には、予め提示している主要講義の課題レポートに対する教員の個別指導で行われ、それにより知識修得の確認とフォローがなされ、座学講義終了時点で、筆記試験(前期試験)が実施される。  一連の座学講義が終了したら実習となる。実習は「感染制御の実績がありモデルとなる医療施設」で行われる見学を主とした「指定施設実習」と研修生の所属施設で行う「自施設実習」がある。 前者では、事前に明らかにした自施設の課題を実習施設でどのように取り組んでいるのかを確認および考察することが目的で、次に控えている自施設実習のプログラム作成につなげていけるようにする。 その後の自施設実習では、それら課題に対し実現可能な解決策を立案し、実習期間内に行動化することが求められる。その成果発表を後期試験として位置づけられている。この自施設での実習により、自身のマネジメント能力、課題解決に向けての知識力や行動力が試されることとなり、さらに研修終了後の感染制御活動の基盤作りに貢献学習することが期待されている。							
⑮修了要件(修了 授業時数等):	出席状況、提出レポート、筆記試験の成績、成果発表試験の成績、提出物などを総合的に評価し、6割以上が合格。さらに、外部評価委員による判定で合格とされた場合修了。							
⑯修了時に付与さ れる学位・資格等:	感染制御実践看護学講座修了証、履修証明書、感染制御実践看護師の称号及び認定証の付与							
⑰総授業時数:	642	時間	⑱要件該当 授業時数:	642	時間	⑲要件該当授業時数 /総授業時数:	100	%
⑱該当要件	企業等	双方向	○	実務家	○	実地	○	

⑩成績評価の方法:	出席状況、提出レポート、筆記試験の成績、成果発表試験の成績、提出物などを総合的に評価し判断する。さらに、外部評価委員による判定もなされ、その上で認められた場合「感染制御実践看護師」として認定される。
⑪自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。毎年学部・研究科運営会議及び教授会等において点検・評価及び検証を行っており、その結果に基づき教育研究等の改善充実を図ることとしている。
⑫修了者の状況に係る効果検証の方法:	本講座修了生へは、「フォローアップ研修会」を原則年1回開催し、日々の実践の振り返りや自己課題の成果を発表する機会を設け教育の効果を検証している。
⑬企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 臨地演習・研修を行い、現地での講義・討議を実施している中で、企業や実習・演習先または所属先の病院などの意見をその場で取り入れることができ、また年度開始・修了時及び必要時にカンファレンスなど調整会議を行っています。
	(自己点検・評価) 本学では有識者等をもって構成する「外部評価委員会」を設置しており、教育研究の質の向上を図るとともに内部質保証を図る観点から本学の教育研究関連課題を社会的側面から検討願ひ外部からの提言・評価をいただいております。
⑭社会人が受講しやすい工夫:	主に週末の講座開講、2回の集中講義
⑮ホームページ:	<a href="https://www.thcu.ac.jp/research/adult/detail.html?id=135">https://www.thcu.ac.jp/research/adult/detail.html?id=135</a>

事務担当者名:	青木 一恵	担当部署:	感染制御学教育研究センター事務局
事務担当者連絡先:	(電話番号) 03-5421-7685 (担当係E-mail) <a href="mailto:kansenkouza@thcu.ac.jp">kansenkouza@thcu.ac.jp</a>		

\* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。

\* 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。